

府中市告示第21号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下、「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定の取消をしたので、府中市建築基準法施行細則（平成7年規則第8号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

なお、関係図面は、府中市都市整備部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年2月26日

府中市長 高野 律 雄

- 1 指定に係る道路の種類
法第42条第1項第5号
- 2 指定の取消の年月日
令和8年2月2日
- 3 指定に係る道路の位置
府中市栄町一丁目12番1の一部
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 27.27m
 - (2) 幅員 4.00m